様式第六十六（第七十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第２項において準用する同法第59条第１項の規定に基づき、評価の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。

（略）

（建築士法施行規則の一部改正）

第二条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
様式第六十六（第七十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第２項において準用する同法第59条第１項の規定に基づき、評価の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。 （略）	様式第六十六（第七十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第２項において準用する同法第59条第１項の規定に基づき、評価の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。 （略）
（帳簿の備付け等及び図書の保存） **第二十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書（第三号ロ及び第四号ロにあつては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十七条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行つた場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書 イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十七条第一項の規定による評価及び説明を行つた場合　同項に規定する書面 ロ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十七条第二項の意思の表明があつた場合　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二十一条の四に規定する書面 四‖　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十七条の五第一項に規定する計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行つた場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書 イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十七条の五第一項の規定による説明を行つた場合　同項に規定する書面 ロ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第六十七条の五第二項の意思の表明があつた場合　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八十条の五に規定する書面 ５　建築士事務所の開設者は、法第二十四条の四第二項に規定する図書を作成した日（前項第三号ロ及び第四号ロに規定する図書にあつては、受領した日）から起算して十五年間当該図書を保存しなければならない。	（帳簿の備付け等及び図書の保存） **第二十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書（第三号ロにあつては、受領した図書）のうち次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十七条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行つた場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書 イ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十七条第一項の規定による評価及び説明を行つた場合　同項に規定する書面 ロ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十七条第二項の意思の表明があつた場合　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二十一条の四に規定する書面 （新設） ５　建築士事務所の開設者は、法第二十四条の四第二項に規定する図書を作成した日から起算して十五年間当該図書を保存しなければならない。